

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、弊社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、次の通り信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

記

① 対象となる証券投資信託の名称

DCニッセイ／パトナム・グローバル・コア株式

② 信託約款変更の理由

当ファンドは2001年11月30日の設定以来、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ってまいりましたが、長期にわたり運用成績が振るわない状況が継続していることから、抜本的な運用方針の見直しを行うことで受益者の皆様の投資収益の向上をめざしてまいります。また、投資対象の変更にともない当ファンドの名称を変更するとともに、受益者の皆様の利益に資するため運用管理費用（以下「信託報酬」といいます。）を引下げいたします。なお、運用方針の見直しとあわせ、当ファンドの購入・換金のお申込みにかかる約定基準価額のプラインドを一層確保することを目的に、当ファンドの主要な外国投資対象資産にかかる取引所の休業日または当該国の休日と同日を申込受付不可日とする変更も行います。

③ 信託約款変更内容

- (1) 運用方針を見直しする予定です。
- (2) 上記により投資対象を変更し、それにともないファンドの名称を変更する予定です。
- (3) 信託報酬の引下げを行う予定です。
- (4) 運用方針見直し後の主要な外国投資対象資産にかかる取引所の休業日または当該国の休日と同日を購入・換金の申込受付不可日とする変更（追加）を行う予定です。

詳細は次葉の当ファンドの「<ご参考> 投資信託約款変更新旧対照表」をご参照願います。

④ 信託約款変更日および信託約款変更の効力発生日（予定）

信託約款変更日 : 2024年12月23日

信託約款変更の効力発生日 : 2025年3月20日

⑤ 諸手続き

この信託約款変更に関する異議のある受益者の方は、2024年9月24日から2024年10月29日までに、当証券投資信託の委託会社である弊社に対し、書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の方の受益権の合計口数が、2024年9月24日時点の当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えないときは、予定通り当証券投資信託の信託約款の変更を2024年12月23日付で行います。

この場合、異議申立てされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価格（受託銀行で受益者の方からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出した基準価額を買取価額とします。）で、当証券投資信託の受託銀行に対し、2024年11月8日から2024年11月27日までの間に、当該受益権にかかる信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、上記期間終了後、2025年3月20日をもって当証券投資信託の信託約款変更の効力を発生させる予定です。

以上

2024年9月24日

東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
ニッセイアセットマネジメント株式会社

<ご参考>

追加型証券投資信託「DCニッセイ／パトナム・グローバル・コア株式」

投資信託約款変更新旧対照表

新	旧
<p>(ファンド名称) DCニッセイグローバルアクティブ株式</p> <p>運用の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><u>別に定める親投資信託（以下「投資対象ファンド」といいます。＊）の受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。</u></p> <p><u>※ 今後、投資対象ファンドが追加または変更になる場合があります。</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として<u>投資対象ファンドの受益証券への投資を通じて、実質的に主に日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資を行います。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 上記投資対象ファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p>④ <u>各投資対象ファンドへの投資割合は、リターン特性等を基に決定します。各投資対象ファンドへの投資割合は定期的な見直しを行うほか、市場環境等に応じて変更を行います。また適宜リバランスを行います。なお、全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。</u></p> <p>⑤ <u>投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象ファンドとして定められていた投資信託証券が投資対象ファンドから除外されること、もしくは新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして定められることがあります。</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(ファンド名称) DCニッセイ／パトナム・グローバル・コア株式</p> <p>運用の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><u>ニッセイ／パトナム・海外株式 マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。</u></p> <p>なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として<u>ニッセイ／パトナム・海外株式 マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資を行います。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 上記マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">追加型証券投資信託 DCニッセイグローバルアクティブ株式 約 款</p> <p>(受益権の申込単位、価額および手数料等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、<u>ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日</u>と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。<u>ただし、第52条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る取得申込に限ってこれを受付けるものとします。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 別に定めるDCニッセイグローバルアクティブ株式自動けいぞく(累積)投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ<u>受益者</u>が、第52条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第46条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <p>④～⑧ (略)</p> <p>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</p> <p>第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>177</u>の率を乗じて</p>	<p style="text-align: center;">追加型証券投資信託 DCニッセイ／パトナム・グローバル・コア株式 約 款</p> <p>(受益権の申込単位、価額および手数料等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所<u>またはニューヨークの銀行等の休業日</u>と同日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 別に定めるDCニッセイ／パトナム・グローバル・コア株式自動けいぞく(累積)投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ<u>取得申込者</u>が、第52条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第46条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された<u>ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド</u>(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <p>④～⑧ (略)</p> <p>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</p> <p>第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>180</u>の率を乗じて</p>

新	旧
<p>得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>委託者は、主要投資対象とする「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」および「ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を次のとおり支弁するものとします。</u></p> <p><u>投資信託財産に属する「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」の時価総額に毎日、年10,000分の49の率を乗じて得た金額を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年3月、6月、9月および12月の各末日後または投資一任契約終了時に支弁します。</u></p> <p><u>投資信託財産に属する「ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ マザーファンド」の時価総額に年10,000分の40以内の率を乗じて得た金額を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年3月および9月の各末日後または投資一任契約終了時に支弁します。</u></p>	<p>得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期末または投資一任契約終了時に支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額に年10,000分の47.5を乗じて得た金額とします。</u></p>
<p>(一部解約)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>② 前項の場合の<u>一部解約請求申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合</u>は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。</p> <p>③～⑦ (略)</p>	<p>(一部解約)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>② 前項の場合の<u>解約請求申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行等の休業日と同日の場合</u>には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。</p> <p>③～⑦ (略)</p>
<p>附則第1条 約款第13条第6項の「<u>DCニッセイグローバルアクティブ株式自動けいぞく(累積)投資約款</u>」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「<u>DCニッセイグローバルアクティブ株式自動けいぞく(累積)投資約款</u>」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「<u>DCニッセイグローバルアクティブ株式自動けいぞく(累積)投資約款</u>」は当該別の名称で読み替えるものとします。</p>	<p>附則第1条 約款第13条第6項の「<u>DCニッセイ／パトナム・グローバル・コア株式自動けいぞく(累積)投資約款</u>」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「<u>DCニッセイ／パトナム・グローバル・コア株式自動けいぞく(累積)投資約款</u>」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「<u>DCニッセイ／パトナム・グローバル・コア株式自動けいぞく(累積)投資約款</u>」は当該別の名称で読み替えるものとします。</p>
<p>附則第4条 (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>附則第4条 (略)</p> <p>② (略)</p>

新	旧
<p>1. 別に定める親投資信託</p> <p><u>運用の基本方針および投資信託約款第22条第1項の「別に定める親投資信託（投資対象ファンド）」とは、次の親投資信託をいいます。</u></p> <p><u>親投資信託 ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド</u></p> <p><u>親投資信託 ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ マザーファンド</u></p>	<p>(新設)</p>